

広島市規則第44号

令和8年3月31日

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和26年3月30日広島市規則第93号）の一部を次のように改正する。

第4条の3第2項中「第9条の2第1項第2号」を「第9条の2第1項第3号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第9条の2第1項第2号に規定する職は、医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち獣医師の職とする。

第4条の4を次のように改める。

第4条の4 条例第9条の2第1項の規定により初任給調整手当（同項第3号に掲げる職に係る初任給調整手当を除く。次条から第4条の8までにおいて同じ。）を支給される職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 前条第1項に規定する職に採用された職員であつて、その採用が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から37年（医師法（昭和23年法律第201号）

に規定する臨床研修（第4条の6第1項において「臨床研修」という。）を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練（第4条の6第1項において「実地修練」という。）を経た者にあつては38年）を経過するまでの期間（旧専門学校令による専門学校等で市長の定めるものを卒業した者にあつては、市長の定めるこれに準ずる期間。以下「経過期間」という。）内に行われたもの

(2) 前条第2項に規定する職に採用された職員

第4条の5中「通算して35年に達している職員」を「、第4条の3第1項に規定する職を占める職員にあつては通算して35年、同条第2項に規定する職を占める職員にあつては通算して15年に達している場合」に改める。

第4条の6第1項中「35年」を「、第4条の3第1項に規定する職を占める職員にあつては35年、同条第2項に規定する職を占める職員にあつては15年」に改め、「月額は」の右に「職員の区分及び」を加え、同条第4項及び第5項中「第4条の4」を「第4条の4第1号」に、「第4条の5」を「前条」に改める。

第4条の7中「第4条の3第1項」の右に「又は第2項」を加える。

第4条の8中「第4条の3第1項」の右に「若しくは第2項」を加え、「第4条の4」を「第4条の4各号」に改める。

第4条の9中「同項第2号」を「同項第3号」に、「第4条の3第2項」を「第4条の3第3項」に改める。

第8条の4に次の2項を加える。

2 条例第11条の2第3項に規定する規則で定める者は、次に掲げる法人に勤務していた者とする。

- (1) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人
- (2) 国家公務員退職手当法施行令第9条の4各号に掲げる法人（前号に掲げる法人を除く。）
- (3) 前2号に掲げる法人のほか、市長がこれらに準ずる法人であると認めるもの

3 条例第11条の2第3項に規定する規則で定める支給割合は、採用の日から3年を経過するまでの間、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合とする。ただし、当該各号に定める割合が同条第2項第3号に定める割合を下回る場合は、同号に定める割合とする。

- (1) 採用の日から1年間 採用前の勤務地における支給割合等を考慮して、任命権者が定める割合
- (2) 前号の期間が満了する日の翌日から1年間 前号に掲げる割合に100分の80を乗じて得た割合
- (3) 前号の期間が満了する日の翌日から1年間 第1号に掲げる割合に100分の60を乗じて得た割合

第10条第2項中「第10条の6」を「第10条の6第2項」に改める。

第10条の5第1項中「1万6,000円」を「1万8,000円」に改める。

第10条の6第2項第5号中「1万300円」を「1万400円」に改め、同項第6号中「1万2,800円」を「1万3,500円」に改め、

同項第7号中「1万5,300円」を「1万6,600円」に改め、同項第11号中「2万5,300円」を「2万5,900円」に改め、同項第12号中「2万7,800円」を「2万9,100円」に改め、同項第13号中「2万9,700円」を「3万5,500円」に改め、同項第14号中「3万1,600円」を「3万8,700円」に改め、同条第3項中「2,000円」を「5,000円」に改める。

第10条の7の3第2項第2号イ中「第10条の7の2第4項第1号」を「第10条の7の3第4項第1号」に改め、同条第3項中「の翌月」を削り、同条を第10条の7の4とし、第10条の7の2を第10条の7の3とし、第10条の7の次に次の1条を加える。

第10条の7の2 条例第11条の4第2項に規定する規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 通勤のためフェリーを利用して自動車等（自転車を除く。）の航送料金を負担することを常例とする職員
- (2) 通勤のため有料の道路を利用してその料金を負担することを常例とする職員

2 条例第11条の4第2項に規定する規則で定める額は、6万1,700円とする。この場合において、前項各号に掲げる職員の通勤手当の支給にあつては、前条第1号、次条第4項各号並びに第10条の7の4第2項第1号及び第2号中「5万5,000円」とあるのは、「6万1,700円」とする。

第10条の8第1項中「であるときは、その日の属する月）から開始し」を「又は新たに採用された日であるときは、これらの日の属する月）から

開始し」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「)から」を「とし、人事異動その他市長が定める事由によりその額を変更すべき事実が生ずるに至ったときは、市長が定める月とする。)から」に改める。

第10条の11第2号中「(昭和22年法律第26号)」を削る。

第10条の22中「第11条から第13条まで(第11条第2項及び第13条第1項)」を「第10条から第12条まで(第10条第2項及び第12条第1項)」に改める。

第14条の2第1号中「において」を「及び第15条の3第3項において」に改める。

第23条の4第2項第6号中「期間、」を「期間又は」に改め、同項第7号中「が30日」を「又は勤務時間条例第15条の3第1項に規定する子育て部分休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間が30日」に改める。

第23条の7第2号中「において」を「及び第15条の3第3項において」に改める。

第24条の2第1項第2号中「及び」を「並びに」に改め、「地域手当」の右に「及びへき地手当(これに準ずる手当を含む。第3項及び第8項において同じ。)」を加え、同条第3項中「地域手当」の右に「及びへき地手当」を加え、同条第8項中「定める額」の右に「(基本報酬を月額で受ける者にあつては、同号に定める額を算定するに当たつてへき地手当を除いて算出して得られる額)」を加え、「合計額」の右に「(基本報酬を月額又は時間額で受ける者にあつては、これらの額にへき地手当に相当する報酬の月額を加えた額)」を加える。

別表第1の2種の項中「室長(」の右に「公共施設マネジメント推進室

長、」を加え、「及びデジタル行政推進室長」を「、デジタル行政推進室長及びこども・子育て政策室長」に改め、同表の3種の項中「並びに」の右に「公共施設マネジメント推進室長、」を加え、「及びデジタル行政推進室長」を「、デジタル行政推進室長及びこども・子育て政策室長」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条の6、第24条の2関係）

期間の区分	職員の区分	1 項 職 員	2 項 職 員
(1) 採用の日から1年間		310,800 円	60,000 円
(2) (1)の期間が満了する日の翌日から1年間		310,800	60,000
(3) (2)の期間が満了する日の翌日から1年間		310,800	60,000
(4) (3)の期間が満了する日の翌日から1年間		310,800	60,000
(5) (4)の期間が満了する日の翌日から1年間		310,800	55,000
(6) (5)の期間が満了する日の翌日から1年間		310,800	50,000
(7) (6)の期間が満了する日の翌日から1年間		310,800	45,000
(8) (7)の期間が満了する日の翌日から1年間		310,800	40,000
(9) (8)の期間が満了する日の翌日から1年間		310,800	35,000
(10) (9)の期間が満了する日の翌日から1年間		310,800	30,000
(11) (10)の期間が満了する日の翌日から1年間		310,800	25,000
(12) (11)の期間が満了する日の翌日から1年間		310,800	20,000
(13) (12)の期間が満了する日の翌日から1年間		310,800	15,000
(14) (13)の期間が満了する日の翌日から1年間		310,800	10,000
(15) (14)の期間が満了する日の翌日から1年間		310,800	5,000
(16) (15)の期間が満了する日の翌日から1年間		310,800	
(17) (16)の期間が満了する日の翌日から1年間		307,500	
(18) (17)の期間が満了する日の翌日から1年間		304,200	
(19) (18)の期間が満了する日の翌日から1年間		300,900	
(20) (19)の期間が満了する日の翌日から1年間		297,600	
(21) (20)の期間が満了する日の翌日から1年間		294,300	
(22) (21)の期間が満了する日の翌日から1年間		283,300	

(23)	(22)の期間が満了する日の翌日から1年間	271,300	
(24)	(23)の期間が満了する日の翌日から1年間	258,800	
(25)	(24)の期間が満了する日の翌日から1年間	246,300	
(26)	(25)の期間が満了する日の翌日から1年間	233,800	
(27)	(26)の期間が満了する日の翌日から1年間	218,300	
(28)	(27)の期間が満了する日の翌日から1年間	202,800	
(29)	(28)の期間が満了する日の翌日から1年間	187,300	
(30)	(29)の期間が満了する日の翌日から1年間	171,800	
(31)	(30)の期間が満了する日の翌日から1年間	155,300	
(32)	(31)の期間が満了する日の翌日から1年間	138,800	
(33)	(32)の期間が満了する日の翌日から1年間	122,300	
(34)	(33)の期間が満了する日の翌日から1年間	104,300	
(35)	(34)の期間が満了する日の翌日から1年間	86,300	

備考 この表において、「1項職員」とは第4条の3第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 0 条の 2 2
の改正規定は、公布の日から施行する。